



病児室たより

令和6年4月 第1号



ご入園、ご入学おめでとうございます。ご家族様皆さんで子供さんの成長をお喜びになっている事と思います。同時に新生活により生活が一転し慌ただしい日々をお過ごしのことと思います。

病児さん預かりの様子

令和5年度病児預かり（R5/4月～R6/3月）総人数は71名でした。主に感冒（気管支炎・胃腸炎・咽頭炎・・・）です。始めて利用するお友達は不安をいっぱいに殆ど出迎える前から大泣きのまま来所です。別れを惜しみながらご家族様の手から職員へバトンタッチ、家族様も不安な様子でバイバイをして夕方までのお別れです。お部屋に入り慣れるまでおんぶや抱っこをしながら時には一緒に荷物点検、次第に雰囲気にも職員にも慣れドキドキしながらもお気に入りのおもちゃに手を出し「はい、どうぞ」と職員を誘うそぶりを見せ始めます。遊びは体調に合わせてお絵描きや絵本、DVD、玩具などで一緒に遊んでいます。体調の悪い時は不安もあり機嫌も悪くなっていますが、お友達の気持ちに沿って寄り添い温かな雰囲気に関わりを多く持つようにしています。一方慣れたお友達は再会に恥じらいながら自らお部屋に入りリュックサックから荷物や薬の展示点検、知っている場所からお気に入りの玩具を出しさっそく職員の手を取り普段の様子や好きなテレビ番組のお話をしてくれます。昼のお弁当は今日の日への何よりの応援です。家族を思いながら時間をかけてゆっくり食べています。夕方ご家族様のお迎えに飛びつくお友達やもっと遊びたいと言うお友達、何より無事一日を過ごし終えたご家族の安堵の顔を見ると私たちがホッとします。これからも保育と看護の両立で少しでも安心して過ごしていただける病児室にしていきたいと思ひます。

<<病児保育とは？>>

病気の時は、普段通っている保育園や学校に行くことが出来ません。家族も急には休めません。そんな時保護者に代わってお子さんの保育と看護を行う施設です。

※令和6年新年度病児保育登録 受付始まっています



<<新生活における子供のストレス>>

大人にとって、小学校への入学と聞くと、そのイメージは、ピカピカのランドセルを背負い、「友だち百人できるかな」と胸を膨らます元気な子どもをイメージし小学校に入学する子どもは、活気にあふれ、病気とは無縁のように思えます。しかし実際には、小学校の入学時、特に小学1年生の1学期に、ひどい風邪をひいたり、頭痛、アトピーや蕁麻疹などの皮膚病、喘息、腹痛発作、俗に言う「盲腸」（虫垂炎）などの病気が起きることが結構あります。これらは子どもの心身症（ストレスが体の病気として表れている状態）なのです。私たちもその昔、小学校の入学時にはいくらかは心身の調子を崩した経験があるはず。本当は「子どもだって辛い」。では！なぜ、小学校への入学がストレスになるのでしょうか？それは、小学校の入学が「教育」の始まりだからです。入学前まで伸び伸びと子どもらしく過ごしていたのに、小学校に入ると途端に窮屈な思いをするのです。そのストレスが、言葉で表せない分、体に異常が現れます。お帰りの言葉とお褒めの言葉、スキンシップと美味しいおやつ、楽しい空間を作ってあげ、親御さんも心身を労り、リラックスしながら新生活を楽しんでください。

<時間の短縮や交流を目的に地域食堂をご利用なさっては？>

新庄駅前（アビエス前）「たまりば」では、第1・3金曜日17時30分から地域食堂を開催しています。弁当にして持ち帰りも可能です。食材は地域の方からのご寄付により成り立っています。又、当日使用しない食材等は皆さんへお配りする場合があります。中学生以下は無料となり大人は350円頂いています（燃料・食材等購入費）前日までの申し込みとなっております。ぜひ一度ご利用してみてください。 連絡先080-3144-3009

発行 NPO法人オープンハウスこんぺいとう

病児室 29-2301（電話対応 8:30～17:00）



新庄市病児保育事業 利用料助成制度のご案内

病児保育施設を利用する児童の保護者に対し、その利用料の一部を助成することにより経済的負担を軽減し、子育てと就労の両立を支援します。

■対象

1. 利用時に市内に住所があること
2. 当該利用料について幼児教育無償化の対象になっていないこと

■対象施設

「オープンハウスこんべいとう」 新庄市住吉町 1-12

■交付金額

利用料日額2,500円の半額を助成します

■申請期間

下記の施設利用期間ごとに提出してください。

施設利用期間	申請期間
4月1日から9月30日まで	10月5日から10月20日まで
10月1日から3月31日まで	4月5日から4月20日まで

■申請方法

対象となる方へ、別添の①交付申請書兼請求書を郵送いたします。届きましたら記載内容についてご確認いただき、空欄の申請者部分(+押印)と振込口座部分に必要な事項を記載してください。同封した返信用封筒にて下記の①～③を申請期間中に返送してください。

事情により期間中に返送できない場合は、【申請及び問い合わせ先】へご連絡ください。

■申請等に必要なもの

- ①交付申請書兼請求書
- ②次のア、イのうちいずれかの書類
 - ア. 領収書(利用児童、利用施設、利用日、利用料の確認できるもの)のコピー
 - イ. 施設利用料受領証明書(領収書を紛失した場合に施設より発行してもらってください)
- ③通帳(振込口座のわかるもの)のコピー

■交付までの流れ

申請書類等の確認後、交付決定について通知した後に、交付申請書兼請求書に記載されている口座へお支払いいたします。

【申請及び問い合わせ先】

新庄市役所子育て推進課保育推進係 TEL 0233-29-5812

※こんべいとうで、病児保育利用料のお支払い時にお渡しする領収書が必要となりますので、お手元で保管ください。